

宗像市市民活動団体の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で活動する市民活動団体に関する情報の公開、提供等を行うことにより市民活動団体の活動促進を図るために実施する市民活動団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市民活動団体として登録することができる団体は、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（平成17年宗像市条例第63号）第2条第10号に規定する市民公益活動団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主に市内で活動する団体であって、市内に事務所又は活動場所を有していること。
- (2) 構成員が3人以上であること。
- (3) 団体の代表者が定められ、規約、予算及び活動計画を整備していること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(登録申請等)

第3条 登録を受けようとする団体は、宗像市市民活動団体登録申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該団体の規約又はこれに準ずるもの
- (2) 構成員名簿及び役員名簿
- (3) 当該年度の予算書及び活動計画書
- (4) 前年度の決算書及び活動実績が分かる書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、市民活動団体として登録の可否を決定し、その旨を当該団体に通知するものとする。

(登録事項)

第4条 市長は、前条第2項の規定により市民活動団体として登録することを決定したときは、登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に関し、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地及び連絡先に関する事項
- (4) 設立の時期
- (5) 活動分野及び活動区分に関する事項
- (6) 団体の目的

- (7) 活動内容に関する事項
- (8) 会員数及び会員募集に関する事項
- (9) 活動地域及び活動日に関する事項
- (10) 団体PR
- (11) 会費等の有無
- (12) その他市長が必要と認める事項
(登録の変更等)

第5条 登録団体は、登録内容に変更があったときは、速やかに宗像市市民活動団体登録事項変更申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 登録団体は、登録の抹消を希望するときは、宗像市市民活動団体登録抹消届により市長に届け出なければならない。

(登録の期間等)

第6条 登録の期間は、登録の日から翌々年度の3月31日までとする。

- 2 登録団体は、登録期間満了後も引き続き登録を希望するときは、期間満了の日の14日前までに宗像市市民活動団体登録更新申請書を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
- (3) その他市長が登録に不相当であると判断したとき。

(市民活動団体への支援等)

第8条 市長は、市民活動を促進するため、登録した団体に対し、次の各号に掲げる支援うち必要な支援を行うものとする。

- (1) 登録された情報を市民活動交流館ホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市民、公的機関等からの問合せに対し、登録事項を提供する。
- (3) 市等が開催する市民活動支援に対する事業、イベント情報等の案内を行う。
- (4) 登録団体から申出があった場合、当該団体の主催する行事等の情報を市の施設を利用して掲示する。
- (5) 市民活動総合補償制度により、市民活動中の不測の事故による負傷等を補償する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。